

本校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置づけが5類へと移行されました。

5類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、舎生一人ひとりが安心安全な環境の中で、充実した寄宿舎生活を送ることができるよう、下記のとおり対応して参りますので、御家庭でも御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

【帰舎時の留意事項】

帰舎時の健康確認について

帰舎前には必ず御家庭で健康観察を行い、発熱、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で静養し、体調の回復を待って帰舎するよう御協力をお願いします。

【寄宿舎における感染症対策】

1 寄宿舎生活における留意事項

- (1) 朝食前に検温し、風邪症状（発熱、咳、息苦しさ、強いだるさ等）、味覚・嗅覚の異常の有無等の確認をします。
- (2) マスクの着用を求めないことを基本としますが、公共交通機関（混雑した電車やバス）を利用する場合、医療機関等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。
- (3) 適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。
- (4) 舎食は、距離を保ち舎生が向かい合うことのないようにします。配膳は、必ず寄宿舎指導員が行い、配膳後喫食直前までラップ掛けを行います。
- (5) 入浴は、計画的に時間差を設け、人数を制限します。浴室の常時換気を行います。なお、風邪症状等のある舎生は一番最後に入浴することとします。

2 発熱や風邪症状のあらわれた舎生への対応

- (1) 保護者等へ連絡するとともに、必要な場合は学校医へ相談し、その指導・助言をもとに対応します。
- (2) 必要があれば、保護者等に連絡し帰省することとします。

【その他】

今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途連絡します。

御不明な点等がありましたら、寄宿舎まで御連絡ください。

連絡先：寄宿舎 075-492-6738